

平成 30 年 7 月 20 日

(照会先)

厚生年金保険部長 楠元 金一郎
(電話直通 03-6892-0766)

国民年金部長 清水 淳
(電話直通 03-6892-0763)

事業推進統括部長 菅野 恵文
(電話直通 03-6892-7776)

年金給付部長 田中 謙一
(電話直通 03-6892-8801)

経営企画部広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆さまへのお知らせについて

- (厚生年金保険料等の納付期限の延長、納付の猶予及び口座振替について)
- (国民年金保険料の免除及び口座振替について)
- (年金の現況届や障害年金の障害状態確認届等の提出期限の延長等について)

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

このたび、厚生労働省告示第 274 号及び 277 号が公布されたこと等にともない、別添 1、別添 2 及び別添 3 のとおりお知らせいたします。

別添 1: 厚生年金保険料等の納付期限の延長、納付の猶予及び口座振替について

別添 2: 国民年金保険料の免除及び口座振替について

別添 3: 年金の現況届や障害年金の障害状態確認届等の提出期限の延長等について

以上

被災された事業主・船舶所有者のみなさまへ

厚生年金保険料等の納付期限の延長、納付の猶予及び口座振替について

平成30年7月豪雨により被害を受けられたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

[1] 厚生年金保険料等の納付期限の延長及び口座振替 (対象地域に限った取扱い)

1 厚生年金保険料等の納付期限は延長されています

- 平成30年7月豪雨による災害に伴い、対象地域に所在地を有する事業所、船舶所有者については、平成30年7月19日付け厚生労働省告示第274号により、平成30年7月5日以降に到来する厚生年金保険料等(※)の納付期限が延長されました。

(※) 厚生年金保険料(特例納付保険料、高齢任意被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む)、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、子ども・子育て拠出金、厚生年金基金の特例解散にかかる責任準備金相当額における徴収金、1号加算金及び2号加算金

[対象地域一覧]

都道府県名	対象地域
岡山県	岡山市のうち北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

2 延長後の厚生年金保険料等の納付期限は、後日お知らせします

- 延長後の納付期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討し、別途厚生労働省告示で定めることとしており、後日お知らせいたします。

3 厚生年金保険料等の納付方法について

(1) 口座振替について

- [1]1に記載した対象地域に所在する事業所、船舶所有者にかかる口座振替
 - ・納付期限が延長されている間は、対象地域に所在地を有する事業所、船舶所有者の毎月月末の厚生年金保険料等の口座振替を停止することといたしました。
 - ・口座振替を停止しました厚生年金保険料等については、再度の口座振替をすることができないことから、後日納付書をお送りいたします。
- 口座振替が開始できるようになった場合には、改めてお知らせいたします。

(2) 納付書等による現金納付について

- 金融機関の窓口で毎月納付されている事業主の方は、これまでと同様に「納入告知書」を送付いたします。
- 納付書、または納入告知書を用いて金融機関の窓口等で納付することが可能ですが、後日お知らせする延長後の納付期限までの間は、納付していただくなくともかまいません。
後日、延長後の納付期限をお知らせした後は、その納付期限までに金融機関の窓口等で納付していただきますようお願いいたします。

4 納付期限の延長の終了後、災害等の影響により厚生年金保険料等の納付が困難な場合は「納付の猶予」の制度があります

- 納付期限の延長が終了となった後、災害等の影響により厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、申請をいただくことにより、納付の猶予が適用される場合がありますので、延長期限確定後に管轄の年金事務所へご相談願います。
- 「納付の猶予」の申請には「り災証明書」等が必要になります。

5 納付期限の延長期間内の督促状と延滞金について

- 平成 30 年 6 月分以降、納付期限の延長が終了となるまでの間の厚生年金保険料等は、納付期限の延長となっている期間内は督促状の送付はされず、延滞金はかかりません。

6 平成 30 年 5 月分厚生年金保険料等が納付されていない場合

- 平成 30 年 5 月分厚生年金保険料等（平成 30 年 7 月 2 日納付期限）については、納付期限の延長はされておりませんが、納付期限までに納付されていない場合でも[1]1に記載した対象地域に所在する事業所、船舶所有者に対する督促状の送付を停止しております。
- この措置により、督促状の送付が停止されている期間内に平成 30 年 5 月分の厚生年金保険料等が完納されたときは、延滞金はかかりません。
なお、5 月分の督促状の送付については、別途お知らせいたします。

[2] 厚生年金保険料等の納付の猶予

([1] 1における対象地域に限らない取扱い)

1. 厚生年金保険料等の納付が困難な場合について

○ 災害等の影響により、保険料の納付が困難な場合は、申請をいただくことにより、「納付の猶予」を受けることができる場合があります。

※「納付の猶予」を受けた場合は、猶予期間内において滞納処分の執行を受けず、延滞金の全部又は一部が免除されます。

※申請には「り災証明書」等が必要になります。

・ 災害による納付の猶予

災害のやんだ日から2月以内の申請が必要です。

災害により財産に相当な損失を受けた場合、対象保険料の全額が納付期限から1年以内に限り「災害による納付の猶予」が認められることがあります。

・ 通常の納付の猶予

猶予該当事実発生後速やかに申請が必要です。

災害による事業の悪化等により、一時に保険料を納付することが困難であると認められる場合は、その納付困難な額を限度として1年以内に限り「通常の納付の猶予」が認められることがあります。

2. 厚生年金保険料の口座振替について

○ 保険料の口座振替を利用されている事業所や船舶所有者について、被災により保険料納付が困難な場合は、口座振替の停止についてご相談ください。ご相談は管轄の年金事務所又は直接、振替先の金融機関本支店にお願いいたします。

※ご連絡の時期によっては停止することができない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※口座振替を停止された場合、納付書が別途送付されます。

※口座振替を停止する場合はその都度ご連絡が必要となりますので、ご注意ください。

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！



0120-010-551

ガイダンスに従い【3】を押してください。

受付時間： 月曜日午前8：30～午後7：00

火～金曜日午前8：30～午後5：15

第2土曜日午前9：30～午後4：00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。

平成30年7月20日
日本年金機構

被災された国民年金被保険者の皆さまへ

国民年金保険料の免除及び口座振替 についてのお知らせ

平成30年7月豪雨による災害により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

○ 国民年金保険料の免除について

平成30年7月豪雨による災害で被災し、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除になります。

免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続については、市区町村又はお近くの年金事務所へお問い合わせください。

○ 口座振替の停止手続について

保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止をすることができます。お近くの年金事務所までご連絡いただくか直接、振替先の金融機関本支店に停止のご連絡をお願いします。

* ご連絡の時期によっては停止することが出来ない場合がありますのであらかじめご承知おきください。

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！

 0120-010-551

(ガイダンスに従い【2】をダイヤルしてください。)

(受付時間) 月：8：30～19：00

火～金：8：30～17：15

第2土曜日：9：30～16：00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。

被災された年金受給者の皆さまへ

年金の現況届や障害年金の障害状態確認届等の提出期限の延長等について

平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

1 年金の現況届や障害年金の障害状態確認届等の提出期限に関するお知らせ

次の年金受給権者で、平成30年7月豪雨により被災された方（別紙「現況届等の提出期限の延長にかかる指定地域」に住所を有する方）が提出する次の届書について、提出期限を平成30年11月30日まで延長することといたしましたので、届書に記載されている提出期限にかかわらず、遅くとも平成30年11月30日までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

□対象となる年金受給権者

- ・誕生日が6月1日から10月31日までの間にある受給権者
- ・20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者
（年金証書等に記載されている年金コードが2650又は6350の方）

□対象となる届書

- ・現況届
- ・生計維持確認届
- ・障害状態確認届
- ・所得状況届

2 障害年金等を所得制限により支給停止されている方へのお知らせ

次の年金・給付金の受給権者等で、所得があるために年金の一部又は全部が支給停止されている方のうち、平成30年7月豪雨により被災された方（別紙「現況届等の提出期限の延長にかかる指定地域」に住所を有する方）は、住宅、家財又はその他の財産について概ね1/2以上の損害を受けられた場合、ご本人からの申請に基づき、損害を受けた月から平成31年7月までの年金をお支払いします。

なお、翌年（平成31年8月頃）に、その前年（平成30年）の所得確認を行います。前年の所得が年金の所得制限額を超えていたことが判明した場合には、損害を受けた月まで遡って支給停止を行いますので、あらかじめご了承ください。

□対象となる年金・給付金

- 20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者
（年金証書等に記載されている年金コードが2650又は6350の方）
- 老齢福祉年金の受給権者
- 特別障害給付金の受給資格者

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！



0120-010-551

ガイダンスに従い【1】を押してください。

受付時間： 月曜日 午前8：30～午後7：00
火～金曜日 午前8：30～午後5：15
第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※ お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。

現況届等の提出期限の延長にかかる指定地域

平成30年7月19日厚生労働省告示第277号

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名
岐阜県	岐阜市	島根県	江津市
	高山市		岡山市
	関市		倉敷市
	中津川市		玉野市
	美濃市		笠岡市
	恵那市		井原市
	美濃加茂市		総社市
	可児市		高梁市
	山県市		新見市
	飛騨市		瀬戸内市
	本巣市		赤磐市
	郡上市		真庭市
	下呂市		浅口市
	坂祝町		早島町
	富加町		里庄町
	川辺町		矢掛町
	七宗町		鏡野町
	八百津町		西粟倉村
	白川町		吉備中央町
	東白川村		広島市
白川村	呉市		
京都府	福知山市		竹原市
	舞鶴市	三原市	
	綾部市	尾道市	
	宮津市	福山市	
	京丹後市	府中市	
	南丹市	東広島市	
	京丹波町	江田島市	
	伊根町	府中町	
	与謝野町	海田町	
	姫路市	熊野町	
	豊岡市	坂町	
	西脇市	山口県	
	篠山市	岩国市	
	養父市	今治市	
丹波市	宇和島市		
朝来市	大洲市		
宍粟市	西予市		
たつの市	松野町		
多可町	鬼北町		
市川町	安芸市		
神河町	宿毛市		
上郡町	土佐清水市		
佐用町	香南市		
香美町	本山町		
鳥取市	大月町		
若桜町	三原村		
智頭町	福岡県		
八頭町	飯塚市		
三朝町			
南部町			
伯耆町			
日南町			
日野町			
江府町			